

巻末資料

成果指標と数値目標 一覧.....	97
用語解説.....	99
山口市立中央図書館のあゆみ.....	108
山口市立小郡図書館のあゆみ.....	109
山口市秋穂図書室のあゆみ.....	110
山口市立阿知須図書館のあゆみ.....	111
山口市立徳地図書館のあゆみ.....	112
山口市立図書館のサービス計画策定までの会議開催経過.....	113
山口市立図書館条例.....	117
山口市立図書館条例施行規則.....	119
山口市秋穂図書室管理規程.....	126

成果指標と数値目標 一覧

	目標・方針・重点事業・重点構想	成果指標	本文ページ	備考	単位	平成17年度	平成19年度	平成21年度	平成23年度
理念	計画全体	図書館利用者の満足度	20	6段階評価で、「非常に満足、満足」の上位2択の割合が、85%以上	%	-		80.0	85.0
目標	地域を支える情報拠点として市民に役立つ図書館	年間貸出点数	26	1年間に貸出された資料点数	点	1,347,291		1,800,000	2,180,000
		レファレンス年間受付件数	26	市立図書館処理のほか他機関紹介等を含む、一年間のレファレンス(事項調査)処理件数	件	2,169		3,000	5,000
	次代を担う子どもの育成を推進する図書館	児童書の貸出冊数	28	1年間の児童書の貸出冊数	冊	339,343		450,000	545,000
		ブックスタート参加率	28	ブックスタートの全5ヶ月児の参加割合(=ブックスタート参加乳幼児/全対象者5ヶ月児数)	%	73.9		80.0	90.0
	日々の生活に潤いを与え、心豊かな人づくりに貢献する図書館	年間入館者数	30	市立図書館への入館者数(平成17年度秋穂図書室統計無し)	人	655,034		800,000	850,000
		行事イベント参加者数	30	図書館が主催する講座、行事、イベント等の開催回数、その参加者数	人	10,002		11,500	14,000
方針	いつでも、どこでも利用できる図書館サービス	市民の利用登録率	32	市民の登録者数÷山口市の人口	%	31.6		30.0	35.0
		ホームページ(トップページ)アクセス件数	32	図書館ホームページのトップページへのアクセス数	件	-		200,000	250,000
	赤ちゃんからお年寄りまで、すべての人が利用しやすい図書館サービス	蔵書冊数	34	蔵書冊数	冊	342,783		530,000	600,000
		65歳以上の市民の利用登録率	34	65歳以上の市民の登録者数÷65歳以上の山口市の人口	%	-		30.0	35.0
	市民の意見を反映し、協働して進める図書館サービス	図書館ボランティア受け入れ者数	36	図書館でボランティアを受け入れた人数	人	-		1,200	1,800
		利用者アンケート回答者数	36	利用者アンケートにおける有効回答者数	人	-		1,000	1,000
重点事業	小郡図書館建設	開館時期	72				平成20年10月開館		
	秋穂図書館建設	完成年度	74				平成21年度完成		
	移動図書館	サービスステーション数	76	移動図書館のステーションの数	箇所	24			42
		移動図書館用蔵書冊数	76	移動図書館用の蔵書冊数	冊	20,716	31,000		34,000
	システム統一	配本車の台数	78	配本車の台数	台	1			2
		導入メーカー数	78	電算システム導入メーカーの数	社	3			1
	学校図書館等支援サービス	小・中学校への団体貸出冊数	80	小・中学校への団体貸し出しの冊数	冊	7,672	8,000		10,000
	地域資料サービス	地域資料点数	82	地域資料の総数	点	8,258	11,000		15,000
行政支援サービス	行政部局からの年間相談件数	84	行政部局から受けたレファレンス件数	件	-	50		150	
中期整備事業	サービス水準と独自性	地域別利用登録率	88	山口市各地域の利用登録者数÷山口市各地域の人口	%	-		(各地域個別の目標)	35.0
	電子図書館サービス	レファレンス事例集公開件数	90		件	-		50	100
		情報リテラシー講座参加者数	90	図書館が主催する情報リテラシー講座への参加者数	人	0		50	100
	運営体制	休館日、開館時間の在り方を検討した図書館協議会等の会議開催回数	92	休館日、開館時間の在り方を検討した図書館協議会等の会議開催回数	回	1		2	4
職員合同研修会年間開催回数		92	市立図書館職員が合同で実施した研修会の開催回数	人	0		6	12	

用語解説

参考文献

- 『最新 図書館用語大辞典』 図書館用語辞典編集委員会
- 『図書館ハンドブック 第6版』 日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会
- 『図書館用語集 三訂版』 日本図書館協会

あ

アウトリーチサービス..... 35

入院患者、障がい者、高齢者等、図書館への来館が困難で、サービスが受けられない人々のために、図書館側が積極的に行う館外サービス。

朝日新聞記事データベース「聞蔵」... 41

朝日新聞社が提供する商用データベース。1984年以降の朝日新聞の記事などが検索が可能。掲載記事数は500万件を超える。

アドバイザー 83

助言者。助言とは、助けになるような意見や言葉をそばから言ってやること。

移動図書館12, 15, 16, 32, 33, 35, 40, 55, 58

利用者の近くまで車などで移動し、資料と職員を運び、貸出、レファレンスなどの図書館サービスを提供する図書館のこと。自動車図書館とも呼ばれ、Book Mobile = BMと略されることがある。

S D I サービス.....27, 43

(えすでいーあい さーびす) selective dissemination of information の略。選択的情報提供あるいは情報の選択的提供と訳される。利用者からあらかじめ必要とするテーマやキーワードの登録を受け付け、新たな資料や雑誌記事などが図書館に入った場合に、電子メール等の手段により情報提供を行うサービスのこと。

N P O 85

(えぬぴーおー)「非営利組織 (Non-Profit Organization)」の略。営利を目的としない公益事業や市民活動を行う組織のこと。福祉、環境、まちづくりなど様々な目的の活動があります。山口市には、平成18年2月現在、設立申請中も含めて約50の団体がある。

大活字本..... 62

大きな活字で印刷された図書。大型活字本、拡大図書とも呼ばれる。

公の施設..... 92

地方自治法第 244 条で「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」とされており、普通地方公共団体が住民のためにさまざまなサービスを提供するための施設。例えば、体育施設、教育・文化施設、公園など。

小郡図書館建設基本構想..... 72

旧小郡町において、小郡町新図書館等建設検討委員会が、平成 16 年 5 月に答申した小郡図書館の新館建設に係る基本構想。

おはなし会29, 48

子どもたちを集めておはなしを聞かせる集まりのこと。図書館の子どもに対するサービスの一つとして行われる。

オリエンテーション..... 81

新しい環境や習慣、思想などへ適応するよう導くこと。図書館においては図書館を初めて使う人に対して施設や組織およびサービス内容を紹介することを目的とした情報サービスを指す。

か

廻船..... 89

港から港へ旅客や貨物を運んで回る船のこと。阿知須浦は江戸時代から昭和初期にかけて廻船業の港町として栄えた。

拡大読書機 62

印刷されたままの大きさの文字や図表では小さくて読むことができない弱視者や高齢者のために、読みたいものを拡大する器具。設置型の他に、スキャナ型、ポータブル型などがある。

学校図書館指導員 81

司書の資格を持つ非常勤職員。

学校図書館担当の職員等80, 81

学校図書館を担当する職員で、司書教諭以外の教諭及び事務職員等をいう。

キャビネット..... 85

箱、戸棚の意味。ここでは、グループウェアの機能の一つとして、他のメンバーと安全にファイルを共有することができる機能のこと。

行政資料.....42, 45

国、地方公共団体等が発行する行政に関する資料のこと。図書館は行政資料を住民、研究者に公開するために収集、整理しておくことが必要とされる。

行政評価システム 6

行政が何をどれだけするのかではなく、計画に掲げるまちの姿にどのくらい近づいたか、それぞれの事業が貢献したかを評価し、その結果を次の企画や実施、予算配分等に反映していくしくみ。

グループウェア..... 85

庁内の LAN を活用して、職員の共同作業の支援と業務効率の向上を図るためのシステム、あるいはソフトウェアのこと。

子ども読書週間..... 31

子ども読書の日である 4 月 23 日から 5 月 12 日までの 3 週間。子どもの読書の重要性を訴え一般の関心を高めるため、読書推進運動協議会の主催で全国的に行われる年中行事。

子ども読書の日..... 29

4 月 23 日。「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 10 条第 2 項で定められ、国および地方公共団体に対し、子ども読書の日にふさわしい事業を実施するよう求めている。

これからの図書館像..... 26

文部科学省の「これからの図書館の在り方検討協力者会議」により、提言としてまとめられた報告書。

さ

サービスステーション..... 15, 73, 76, 77

移動図書館によって、貸出やレファレンスなど、直接利用者に対して図書館サービスを提供する場所。

サービスポイント 32, 73, 78, 79

貸出やレファレンスなど、直接利用者に対して図書館サービスを提供する拠点のこと。本館、分館、分室、配本所、移動図書館などをいう。

事業計画..... 6

目標、方針を達成のするための具体的な行動計画。この計画では、個別サービス事業（第3章）重点事業、中期整備事業（第4章）のこと。

新県都のまちづくり計画..... 7, 8

平成16年12月策定 山口県央部1市4町合併協議会。新市のまちづくりの基本方針と、それに基づき合併後概ね10年間にわたって取り組む施策を明らかにした計画。

司書教諭.....80, 81

学校図書館法に規定された司書教諭の資格を持つ教諭。

視聴覚資料 31

図書館資料のうち、画像・映像・音声など、文字以外の表現方法で主に記録された資料。ビデオ、CD、DVDなど。

指定管理者制度.....92, 93

民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用するとともに、市民サービスの向上や行政コストの削減を図ることを目的として、2003年6月の地方自治法の改正により新設された制度。

自由律俳句 89

五・七・五の十七音や季語といった定型の制約に制限されることなく、感じたままを自由に表現する俳句の型。荻原井泉水が提唱した。

情報リテラシー.....26, 27, 44, 90, 91

適切な情報を大量に流通する情報の中から識別し、活用する能力のこと。そのために、コンピュータを活用する能力についても含まれる。

商用データベース27, 41

営利を目的として利用者向けの有料サービスに供されるデータベースのこと。公共図書館でサービスを提供する場合、図書館が費用を負担し、利用者に無料で提供することが多い。

調べ学習..... 28,29

「自ら学び自ら考える」自主的、自発的な学習。実地調査、実験・観察、聞き取りなどにより、調べ方、正確さ、情報の整理技術・表現方法を学んでいく学習。

進行管理..... 6

目標、方針の達成状況を把握し、評価を行い、その結果を新たな計画の変更に反映させること。

総合的な学習の時間..... 28

教科の枠や領域を越え、横断的総合的に学習活動を行う時間。2002年度から実施。

た

対面朗読サービス 62

視覚障がいなどのために、自力で資料などを読むことが困難な人に対し、その要望に応じて資料の音読を行うサービス。一対一で行われることが多い。

団体貸出..... 51, 58, 63

図書館が地域や職場のグループに対して、図書館資料をまとめて貸出すること。個人貸出に対して使われる用語。

庁内LAN 85

庁内のコンピュータ同士を接続し、データをやりとりする構内情報通信網のこと。

データベース.....27, 82, 83, 84, 91

データを大量に収集、分析、加工、蓄積、整理して、コンピュータが処理しやすいかたちにしたファイル。図書館では情報の集合体を指す検索型データベースを意味することが多い。

デジタル資料..... 27

電子的なかたちで情報が記録された資料。CD-ROMなどの「パッケージ型」の資料とインターネット上のウェブサイトなど外部のコンピュータに接続して、そこにある情報を読み込む「ネットワーク系」の資料がある。

電算システム..... 32, 33, 67, 71, 78, 79

図書館に導入されるコンピュータや、コンピュータのアプリケーションソフトでパッケージ化されたものをいう。図書館ではシステムパッケージをカスタマイズして使う場合が多い。

電子メール 27

コンピュータネットワークを通じて、メッセージを送るシステム。文字だけでなく、画像、音声など様々な種類の情報を送ることができる。インターネットの普及に伴って、急速に広がった。

特別コレクション27, 43

図書館で所蔵する資料のうち、特別の目的、一定の主題・形態・時代区分に基づいて選択・収集された資料群のこと。

図書館運営協議会36,37,64

図書館協議会とは異なり条例設置事項ではないが、地域の利用者の声を反映するために各図書館が必要に応じて設置する会で、図書館の運営に関して意見を出し、図書館のサービス向上を図る。

図書館協議会 19, 38, 40, 64

公立図書館において、図書館の管理運営に関して図書館長の諮問に応じて、また図書館の行うサービス活動に対して意見を述べる機関として、図書館法の規定（第14条）に基づいて設置される機関。

図書館システム.....23, 78, 79, 88, 92

一つの自治体が設置する複数の図書館施設は、図書その他の資料の利用または情報入手に関する住民の要求を満たすために有機的に結ばれた組織体でなければならない。このような組織を図書館システムという。

図書館友の会 36, 37, 64

図書館の活動を支えるために住民あるいは利用者で組織される任意団体。図書館運営に対する重要な市民参加の手段の一つとされている。

な

ないーぶねっと..... 62

点字データおよそ7万タイトル、点字・録音図書目録およそ36万タイトルを保有するオンラインシステム。全国視覚障害者情報提供施設協会により運営されている。

日経テレコン21 41

日本経済新聞社が提供する商用データベース。日本経済新聞を初めとする日経4紙の記事検索、日経会社情報などさまざまなコンテンツを提供する。

2005年の図書館像..... 90

平成12年4月。文部省（現文部科学省）の地域電子図書館構想協力者会議編。副題「地域電子図書館の実現に向けて」。

ネットワーク.....32, 33, 66, 69, 78

網の目のように結ばれた図書館協力の働きをいう。特に、コンピュータや通信などの技術的な基盤の上に成立する図書館協力の形態を指すことがある。

は

BDS 61

ブックディテクションシステムのこと。図書館で資料を貸出する際、貸出手続きをしないで持ち出そうとすると、出口のゲートのところで警告を反する仕組みのシステムのこと。自動貸出機と連動して設置される場合もある。

ファイルサービス 85

ここでは、グループウェアの機能の一つとして、他のメンバーと安全にファイルを共有することができるファイル共有機能のこと。

フィルタリングソフト..... 48

特定のウェブサイトへのアクセスを制限するために導入されるソフトウェア。アダルトサイト、出会い系サイトなど不適切なサイトへのアクセスを制限することを目的とする。

ブックスタート..... 11, 28, 29, 49, 56, 75

1992年、イギリスバーミンガムで始まった運動。すべての赤ちゃんに絵本を届け、絵本を通じた子育ての楽しさを保護者に伝えるために、図書館・保健所などの地域行政と子育て支援ボランティアなどが枠組みを超えて運動していくことを目標にしている。

ブックトーク.....29, 48

グループを対象として数冊の本を紹介し、本と子どもを結びつける仕事。

ブックポスト.....73, 79

利用者が図書館の閉館後や休館日などでも図書館資料を返却できるように、出入り口近くに設置された収納箱のこと。図書館だけでなく、利用者が多く立ち寄る場所に設置している例もある。

ブックリスト.....29, 81

ある基準や、あるテーマで選択した本を紹介する簡単な一覧。子ども向けの場合、子どもが本を読む手がかりになるように作られている。書名、作者、出版社等のほかに、簡単な内容紹介文をつけている。形態は、1枚の紙を折り畳んだものや、パンフレット状のもの等、いろいろである。

ブレクストーク..... 62

視覚障がい者などを対象にした録音図書を利用するための装置。国際規格であるDAISY図書の再生などが可能。

ホームページ..... 32, 33, 91

インターネット上のウェブサイトもしくはそのトップページのことをいう。インターネットを利用した情報伝達の手段の一つで、住所に当たるアドレスを入力することで閲覧できる。

ま

マークデータ..... 56

図書の書名、著者名など、図書館資料に関する書誌情報をコンピュータに読み込める形に記録したもの。Machine Readable Cataloging；機械可読目録の略。

メールマガジン..... 27, 44, 67, 91

電子メールを利用して、あらかじめ申し込みを行った登録者に定期的に情報を提供するシステムのこと。

や

やまぐち2010年の図書館像..... 26

山口県図書館協会内に設置された「図書館政策委員会」がまとめた報告書。山口県公立図書館の現状や将来像、望ましい基準の内容などをわかりやすく解説。

ユニバーサルデザイン..... 34, 35, 59

ユニバーサル=「普遍的な」「全体の」という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいう。

ら

ライフステージ..... 34

人の一生の段階区分のこと。

リクエスト 27

要求された資料に対し、所蔵の有無に関わらず何らかの方法により一定期間内に提供すること。

利用カード78, 89

図書館を利用するため、利用者があらかじめ登録を行い発行される証明証。貸出などの際に必要となる。

レクリエーション 31

仕事、勉強、家事などの拘束による心身の疲れを回復するために、主に自由時間に行われる自発的、創造的な活動のこと。図書館法第 2 条に定義されているように、レクリエーションは公共図書館の主要な目的の一つとなっている。

レファレンス..... 26, 27, 81, 83, 85, 89, 90, 91, 93

参考業務のこと。図書館利用者が学習・研究・調査等のために必要な資料及び情報を求めた場合に図書館員が図書館の資料と機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結び付ける業務。

レファレンスサービス..... 26, 27, 29, 41, 42, 45, 51, 67, 85, 91

図書館利用者が学習・研究・調査等のために必要な資料および情報を求めた場合に、図書館員が機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結びつけるサービス、人的援助のこと。

山口市立中央図書館のあゆみ

昭和31年	4月	中央公民館内に山口市立児童図書館発足（県庁前旧公会堂跡） 初代館長 和田 健氏
昭和33年	3月	中央公民館の大殿出張所跡移転に伴い、児童図書館も移転
昭和35年	4月	中央公民館が茶畑の旧職業安定所跡へ移転し、児童図書館も移転
昭和38年	7月	児童文化センターの設立に伴い、児童図書館も併設となる
昭和43年	7月	児童図書館が巡回文庫をはじめる
平成15年	6月	移動図書館ぶっくん 運行開始
平成15年	10月	山口市立児童図書館 閉館
平成15年	11月	山口市立図書館 開館
平成17年	10月	合併し山口市となる 名称が山口市立中央図書館となる

山口市立小郡図書館のあゆみ

- | | | |
|-------|-----|---|
| 大正 2年 | 7月 | 小郡尋常高等小学校内に町立図書館として設立 |
| 10年 | 8月 | 小郡町出身の浅野多三郎氏の寄付により、
2階建銅版葺1棟を新築 |
| 昭和27年 | 10月 | 小郡公民館開館（津市上の町公館の一部を利用） |
| 昭和30年 | 2月 | 小郡公民館 津市上の旧小郡魚市場の跡に新築移転
木造2階建て
公民館内に図書館開設 |
| 昭和48年 | 3月 | 山手下の現在の位置に公民館を新築移転
図書館を併設 |
| 昭和51年 | 10月 | 山口県より道路公社小郡分室庁舎を借り受け
図書館として開設 |
| 昭和56年 | 8月 | 県より無償払下げを受けるとともに、
内部の一部を改良し、庁舎建設に伴い現位置に移転 |
| | 12月 | 図書館創設 |
| 昭和57年 | 1月 | 図書館法に基づく小郡町立図書館として開設
初代館長 小嶋 厚雄氏 |
| | 2月 | 現館舎開館 鉄骨平屋 |
| 平成17年 | 10月 | 合併し山口市となり、名称が山口市立小郡図書館となる |

山口市秋穂図書室のあゆみ

- 大正 2年 2月 秋穂図書室が本郷小学校内にできる
- 大正 9年 10月 大海文庫ができる
- その後 秋穂青年学校に移され 新制中学校に引き継がれる
- 昭和22年 他の町村にさきがけ公民館活動を開始する
初代公民館長は秋穂中学校長 村田 潔氏
中学校にあった秋穂町立図書室を事務所とする
- 昭和28年 4月 秋穂町公民館を中学校から役場敷地内に移す
町立図書館もともに移転する
- 昭和31年 12月 中央公民館を浦公会堂百五十坪の敷地に建設を町議会に提案する
- 昭和32年 4月 中央公民館が竣工する
- 昭和33年 1月 町会で公民館大海分館を支所隣りに設置することが決まる
- 昭和33年 8月 公民館大海分館が設立される
- 昭和47年 3月 新中央公民館が竣工する
中央公民館の新設とともに 公民館図書室となる
- 昭和62年 4月 秋穂歴史民俗資料館内に図書室が移設される
- 平成 6年 8月 大海総合センターが竣工する
- 平成17年 10月 合併し山口市となる 名称が山口市秋穂図書室となる

山口市立阿知須図書館のあゆみ

- | | | |
|-------|-----|---|
| 明治39年 | | 私立阿知須図書館が阿知須尋常高等小学校に設けられる |
| | | 続いて井関尋常高等小学校にも創立される（年次不詳） |
| 昭和27年 | 5月 | 町図書文庫設置 |
| 昭和44年 | 7月 | 役場新庁舎が完成し、2階に図書室が設けられる |
| | | その後庁舎4階の展望室に図書室が移される |
| 昭和55年 | 11月 | 阿知須公民館新設に伴い、公民館図書室開室 |
| 平成15年 | 3月 | 公民館図書室閉室 |
| 平成15年 | 7月 | 阿知須町立図書館「きらら館」開館
平成13年の山口きらら博の市町村館を再使用して建設 |
| 平成17年 | 10月 | 合併し山口市となる 名称が山口市立阿知須図書館となる |

山口市立德地図書館のあゆみ

明治37年	5月	出雲村立堀尋常小学校に付設される
明治40年	10月	「出雲村立図書館」となる（堀小学校の片隅を書庫にあてる）
明治43年	5月	村の有志の寄付により堀小東端に独立の建物を建造する
昭和10年	7月	堀青年学校開校のため図書館を充用したので、図書館機能はストップした。この状態は昭和25年まで続く
昭和25年	3月	佐波郡内の各村長が山口県立山口図書館の分館設置を県教委に陳情 同6月、出雲村長が重ねて陳情する
昭和26年	3月	「山口県立山口図書館佐波分館」ができる 初代館長 国沢左奈為氏 同8月、開館する
昭和31年	7月	堀小学校改築により同小敷地東端に改築
昭和32年	1月	県教委から佐波分館の町への移管の申し入れがある
昭和32年	4月	「徳地町立図書館」として発足 館長は教育長兼務 館外貸出、貸出文庫が始まる
昭和55年	3月	堀小学校講堂に移転
平成7年	11月	現在の場所に新築・移転
平成17年	10月	合併し山口市となる 名称が山口市立德地図書館となる

山口市立図書館のサービス計画策定までの会議開催経過

山口市立図書館協議会

	開催日	検討内容
1	平成18年4月27日	山口市立図書館のサービス計画の策定 ・策定方針について
2	平成18年6月8日	サービス計画について ・全体構成 ・目標と方針 ・重点事業について ・その他
3	平成18年7月28日	山口市立図書館のサービス計画 中間案について ・重点事業(戦略事業) ・小郡図書館の位置づけ、役割 ・基本目標、方針について
4	平成18年9月4日	山口市立図書館のサービス計画 最終案について ・第1章について ・第2章について ・第3章について ・第4章について

サービス計画策定ワーキンググループ

	開催日	検討内容
1	平成18年5月12日	1 サービス計画策定に関する概要の説明 2 計画策定の前提となる諸計画について (1) 新県都のまちづくり計画等 3 サービス計画の構成について 4 サービス計画の理念について 目標と方針
2	平成18年6月1日	1 サービス計画の項目について 2 サービス計画の基本目標、基本方針について 3 各図書館の機能分担、ネットワーク体制について
3	平成18年7月5日	1 サービス計画中間案について (1) 「計画の策定にあたって」について(第1章) (2) 基本構想について(第2章) (3) 短期戦略事業について(第3章) (4) 中期戦略事業について(第3章)
4	平成18年7月19日	1 サービス計画中間案について (1) 「理念」について (2) サービス指標について (3) 戦略事業と戦略構想について (4) その他全般について
5	平成18年8月4日	サービス計画中間案について 1 基本理念について 2 サービス指標について 3 重点施策について (1) 学校との連携の在り方 4 その他 (1) 子ども読書活動推進計画について (2) 公民館との連携について
6	平成18年8月18日	サービス計画最終案について 1 重点事業について (1) 地域資料サービスについて (2) 行政支援サービスについて 2 中央館的機能について 3 サービス指標について 4 基本理念について 5 計画全般について

山口市立図書館協議会 委員名簿

(50音順・敬称略)

会長；安光裕子 副会長；山川康昌

石川 肇	山口市社会福祉協議会 事務局長
内田 直美	秋穂図書ボランティア代表
川口 邦子	読書会コットンクラブ
田坂 昌子	語りのグループ「おいしいおかゆ」の会
中原 みどり	小郡町の新しい図書館づくりを進める会
中村 佳恵	山口市立図書館友の会「トネリコ」 ぶどうの木 山口市子ども読書ネットワーク
野村 厚志	山口大学教育学部 助教授
原田 洋子	公募委員
森重 厚子	市教研学校図書館部会 湯田小学校教諭
安光 裕子	山口県立大学国際文化学部 助教授
山川 康昌	元小郡町社会教育委員
山口 智子	公募委員
吉村 誠	山口大学教育学部 教授
計 13人	

図書館サービス計画策定ワーキンググループ 委員名簿

座長 田中義信

田中義信	中央図書館
原田素子	中央図書館
木下道世	中央図書館
岡村智行	中央図書館
甲斐都世	中央図書館
吉武妙子	小郡図書館
上田さかえ	秋穂教育支所 生涯学習課
坂井達穂	阿知須図書館
池田富味子	徳地図書館
一村昭	生涯学習課 図書館担当
計 10名	
(代理出席)	
山野めぐみ	阿知須図書館 (第1回～第5回)
斉藤尚之	小郡図書館(第2回)

山口市立図書館条例

平成17年10月1日

条例第78号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、山口市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山口市立中央図書館	山口市中園町7番7号
山口市立小郡図書館	山口市小郡下郷609番地1
山口市立阿知須図書館	山口市阿知須2737番地1
山口市立德地図書館	山口市徳地堀1527番地3

(職員)

第3条 図書館に、館長その他必要な職員を置く。

(管理)

第4条 図書館は、山口市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(利用の手続)

第5条 図書館の図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を利用しようとする者は、別に定める手続によらなければならない。

(損害賠償)

第6条 図書館資料又は器具を亡失し、又は損傷した者は、教育委員会の指示に従い、現品又は金銭をもって賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(図書館協議会)

第7条 法第14条の規定に基づき、山口市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、教育委員会が任命する。

3 委員は、15人以内とする。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営その他に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山口情報芸術センター条例(平成15年山口市条例第24号)、小郡町立図書館条例(昭和56年小郡町条例第27号)、阿知須町立図書館設置及び管理に関する条例(平成14年阿知須町条例第21号)又は徳地町立図書館条例(昭和32年徳地町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(任期の特例)

- 3 この条例の施行の日以後最初に任命する委員の任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

山口市立図書館条例施行規則

平成17年10月1日
教育委員会規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口市立図書館条例(平成17年山口市条例第78号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、山口市立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 図書館は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第3条に掲げる事業を行う。

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、山口市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 山口市立中央図書館

ア 火曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)(その日が火曜日に当たるときは、その翌日以降の日であって当該休日に最も近い休日でない日)

ウ 12月29日から翌年の1月3日まで

エ 図書整理日(アからウまでに掲げる日を除き、教育委員会が別に定める日)

オ 特別整理期間(アからエまでに掲げる日を除き、年に10日以内の範囲で教育委員会が別に定める日)

(2) 山口市立小郡図書館

ア 第1・第3日曜日及び開館している日曜日の翌日

イ 休日(その日がアに当たるときは、その翌日)

ウ 12月28日から翌年の1月4日まで

エ 月末整理日(毎月第4金曜日。ただし、その日がイに当たるときは、前日)

オ 特別整理期間(年に10日以内)

(3) 山口市立阿知須図書館

ア 月曜日

イ 休日(その日が月曜日に当たるときは、その翌日)

ウ 12月28日から翌年の1月4日まで

エ 図書館資料整理日(原則として、月の末日。ただし、その日が日曜日に当たるときはその翌々日、月曜日に当たるときは翌日、土曜日に当たるときは前日においてその日に最も近い休日でない日を基本とし、12月は27日とする。)

オ 図書館資料特別整理期間(1年につき20日以内で、ばく書期間を含む。)

(4) 山口市立徳地図書館

ア 月曜日

イ 休日

ウ 12月28日から翌年の1月4日まで

エ 月末整理日(月曜日を除く毎月最後の平日)

オ 特別整理期間(年に10日以内)

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 山口市立中央図書館

ア 月曜日から金曜日まで 午前10時から午後7時まで

イ 土曜日及び日曜日 午前10時から午後5時まで

(2) 山口市立小郡図書館、山口市立阿知須図書館及び山口市立徳地図書館

ア 月曜日から金曜日まで 午前10時から午後6時まで

イ 土曜日及び日曜日 午前9時から午後5時まで

(入館者の制限)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、他人に迷惑となる物品又は動物を携帯する者

(2) 風紀を乱すおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑をかける行為をする者

(4) 係員の指示に従わない者

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(貸出対象)

第6条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。ただし、館長が図書館奉仕に支障がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 市内に居住し、又は通勤通学する者

(2) 市内に所在する学校、事業所その他の団体(以下「団体等」という。)

(利用カード)

- 第7条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用登録申込書を館長に提出して、利用カードの交付を受けなければならない。
- 2 図書館資料の貸出しを受けるときは、利用カードを提示しなければならない。
 - 3 利用カードを有する者は、利用カードを紛失した場合又はその住所、勤務先等若しくは氏名を変更した場合は、速やかに館長に届け出なければならない。
 - 4 利用カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。
 - 5 利用カードの有効期間は、発行の日から3年間とする。

(図書館資料の貸出期間及び点数)

- 第8条 図書館資料の貸出期間は、貸出日から15日以内とし、貸出点数は、図書(雑誌を除く。)は1人10冊以内(移動図書館を含む。)、雑誌は5冊以内、視聴覚資料は3点以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、資料数の増減及び期間の伸縮をすることができる。

(貸出しをしない資料)

- 第9条 次に掲げる資料は、館長が特に認める場合を除き、貸出しを行わないものとする。
- (1) 新聞及び雑誌最新号
 - (2) DVD、CD ROM及びマイクロフィルム
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が指定する資料

(団体貸出し)

- 第10条 団体等で館長が適当と認めるものは、図書の団体貸出しを受けることができる。
- 2 団体貸出しを受けようとする団体等は、団体貸出登録申込書を提出し、あらかじめ登録を行わなければならない。
 - 3 団体貸出しを受けた団体等の代表者は、貸出しを受けた図書を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 4 第2項の規定により登録を受けている団体等の代表者は、団体貸出しをやめようとするときは、団体貸出廃止届を館長に提出しなければならない。
 - 5 団体貸出しについては、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第8条中「15日」とあるのは、「30日」と読み替えるものとする。ただし、同条に定める貸出冊数については、同条の規定にかかわらず、利用1団体につき100冊を限度とする。

(郵送貸出し)

- 第11条 市内に居住する者で、身体の障害等により来館することが困難であると館長が認められたものは、図書館資料の郵送貸出しを受けることができる。

- 2 郵送貸出しを受けようとする者は、前項の規定に該当することを確認できる書類を添えて、郵送貸出登録申込書を提出し、あらかじめ登録を行わなければならない。
- 3 前項の規定により郵送貸出しの登録を受けた者は、第1項の規定に該当しなくなったときは、速やかに館長に届け出なければならない。
- 4 郵送貸出しについては、第7条から第9条までの規定を準用する。この場合において、第8条中「15日」とあるのは、「30日」と読み替えるものとする。

(移動図書館)

第12条 移動図書館は、地域住民への図書貸出しの利便に供するため、定期的に巡回し、図書の貸出しを行う。

- 2 移動図書館の利用手続等については、第7条から第9条までの規定を準用する。この場合において、第8条中「15日以内」とあるのは、「次の巡回日まで」と読み替えるものとする。

(図書館資料の返却等)

第13条 図書館資料の貸出しを受けた者は、指定された期間内に返却しなければならない。この場合において、期間内に返却しなかった者に対して、館長は、状況により一定期間、図書館資料の貸出しを制限することができる。

- 2 図書館資料を貸出期間後引き続き利用しようとする者は、館長の承認を得なければならない。ただし、継続利用は返納期限から14日を限度とする。
- 3 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、図書館資料の貸出しを停止することができる。
 - (1) 条例第6条の規定による賠償の責めを負わないとき。
 - (2) 貸出期間経過後、図書館資料を返却しないとき。

(利用の対象)

第14条 図書館の附帯施設等(以下「附帯施設」という。)を利用できる者は、第6条第2号に規定する団体等であって、利用の目的が第2条に規定する事業に合致しているものとする。ただし、館長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用手続)

第15条 附帯施設を利用しようとする者は、附帯施設利用申請書を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、附帯施設利用許可書によるものとする。

(利用の制限)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、附帯施設の利用を許可しない。

- (1) 風俗を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 図書館事業と目的を異にする利用のとき。
- (4) 開館時間外の利用のとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、附帯施設の利用許可を変更し、停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの規則に違反したとき。
- (2) 利用目的が許可の時点と異なるとき。
- (3) 災害その他の事故により附帯施設の利用ができなくなったとき。
- (4) 教育委員会が図書館運営上特に必要があると認められたとき。

(図書館資料の複製)

第18条 図書館資料の撮影、複写等(以下「複製」という。)をしようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 図書館資料の複製は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する範囲内において行うこととし、次に掲げるものは複製することができない。

- (1) 複製した場合に、図書館資料が損傷するおそれがあるもの
- (2) 館長が複製することを不適當であると認めるもの

3 複製に要する費用は、利用者の負担とする。

4 館長は、外部データベースの閲覧及び印刷を行う者に当該サービスに係る実費相当の費用を負担させることができる。

(館長専決事項)

第19条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事項については、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 第4条ただし書の規定により、開館時間を変更すること。
- (2) 第15条の規定により、附帯施設の利用を許可すること。
- (3) 第16条の規定により、附帯施設の利用を制限すること。
- (4) 第17条の規定により、附帯施設の利用を変更し、停止し、又は取り消すこと。
- (5) 前各号に準ずる軽易な事項

(資料の公開及び制限)

第20条 図書館は、法第17条の規定により、図書館資料を無料で公開する。この場合において、館長が特別な理由があると認めるときは、図書館資料の公開を制限することができる。

(資料の選定及び除籍)

第21条 館長は、次に掲げる方針により、図書館資料の選定及び除籍を行う。

- (1) 選定及び除籍に当たっては、思想的、宗教的及び政治的に中立の観点を堅持し、対立する意見の著作等については、できるだけ幅広く選定するよう努めなければならない。
- (2) 選定及び除籍に当たっては、個人、団体等の圧力又は干渉により規制をしてはならない。

(寄贈及び寄託)

第22条 図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

- 2 寄贈及び寄託を受けた図書館資料は、他の図書館資料と同様に取り扱うものとする。
- 3 図書館は、寄託を受けた図書館資料が通常の管理の下で損傷し、又は亡失したときは、その責任を負わない。

(山口市立図書館協議会)

第23条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 協議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

第24条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会の庶務は、図書館において処理する。
- 5 協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員

会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山口市立図書館規則(平成15年山口市教育委員会規則第8号)、小郡町立図書館管理運営規則(昭和57年小郡町教育委員会規則第2号)、阿知須町立図書館管理運営規則(平成14年阿知須町規則第7号)又は徳地町立図書館規則(平成15年徳地町教育委員会規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

山口市秋穂図書室管理規程

平成17年10月1日
教育委員会訓令第13号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口市秋穂図書室(以下「図書室」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(休室日)

第2条 図書室の休室日は、次のとおりとする。ただし、山口市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるときは、休室日を変更し、又は臨時に休室することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(開室時間)

第3条 図書室の開室時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(閲覧又は貸出し)

第4条 図書室に備える図書その他の資料等(以下「図書等」という。)は、閲覧又は貸出しを行うことができる。

(閲覧者の遵守事項)

第5条 図書等を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にすること。
 - (2) 他の閲覧者の迷惑となる言動としないこと。
 - (3) 所定の場所以外で閲覧しないこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。
- 2 係員は、閲覧者が前項に規定する事項を遵守しないときは、退室を命じ、又は以後の閲覧を拒否することができる。

(図書等の貸出し)

第6条 図書等の貸出しは、個別貸出し及び団体貸出しとする。

(個別貸出し)

第7条 個別貸出しを行うことができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内居住者
 - (2) 市内に通勤し、又は通学する者
- 2 個別貸出しは、原則として1人1回につき2冊以内とする。
- 3 個別貸出しの期間は、10日以内とする。
- 4 教育委員会は、前項の期間内に返却しない者に対し、以後の個別貸出しを拒否することができる。

(個別貸出しの申込)

第8条 個別貸出しを希望する者は、利用カードの交付を受けなければならない。

- 2 利用カードの有効期間は、1年とする。
- 3 利用カードの交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、住所又は勤務場所に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 利用者は、利用カード又は図書等を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(個別貸出しの手続)

第9条 利用者は、個別貸出しを行うときは、利用カード及び貸出カードを係員に提出しなければならない。

第10条 係員は、図書等の返却があったときは、利用カードに受領印を押すものとする。

(団体貸出し)

第11条 団体貸出しを行うことができる者は、市内の学校、会社、工場、官公庁及び社会教育団体とする。

- 2 団体貸出しは、原則として1団体1回につき20冊以内とする。
- 3 団体貸出しの期間は、4箇月とする。

(団体貸出しの申込)

第12条 団体貸出しを希望する者(以下「利用団体」という。)は、責任者を定めて申込を行わなければならない。

(貸出しの制限)

第13条 図書等のうち、定期刊行物、貴重図書及び特殊事情のある資料は、貸出しを禁止し、又は制限することができる。

(損害賠償)

第14条 閲覧者、利用者又は利用団体は、図書等を汚損し、損傷し、亡失し、又は窃取したときは、現品又は相当の金銭をもってこれを賠償しなければならない。

(分室の設置)

第15条 図書室の分室を山口市秋穂大海総合センターに設置する。

(その他)

第16条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の公民館図書室管理規程(昭和48年秋穂町教育委員会訓令第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓令の相当規定によってなされたものとみなす。